



茨城県報

第 112 号

令和 2 年 (2020 年) 6 月 11 日

木 曜 日

目 次

規 則	ページ
●茨城県霞ヶ浦水質保全条例施行規則の一部を改正する規則 (環境対策課)	2
●茨城県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (環境対策課)	2
告 示	
●指定居宅サービス事業者の廃止 (長寿福祉推進課)	3
●指定介護予防サービス事業者の廃止 (長寿福祉推進課)	3
●指定障害児通所支援事業者の指定 (2 件) (障害福祉課)	3
●指定障害児通所支援事業者の廃止 (障害福祉課)	4
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者 の指定 (2 件) (障害福祉課)	4
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者 の指定更新 (6 件) (障害福祉課)	5
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定一般相談支援事業者の指 定更新 (障害福祉課)	6
●大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (中小企業課)	7
●茨城県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画 (漁政課)	8
●県営土地改良事業の工事の完了 (4 件) (農村計画課)	12
●定款変更の認可 (農村計画課)	13
●道路の供用の開始 (道路維持課)	13
●土地改良事業の工事の完了 (農林事務所)	13
(選挙管理委員会)	
●公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨	13
●個人演説会等を開催することができる施設の指定	15
●直接請求の場合における連署を要すべき県議会議員及び知事選挙権を有する者の法定数	16
公 告	
●道路の廃止 (建築指導課)	18
訓 令	
(教 育 委 員 会)	
●茨城県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令	18
正 誤	
●平成 30 年 6 月 21 日付け茨城県報号外第 76 号中	18

規 則

茨城県規則第56号

茨城県霞ヶ浦水質保全条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 2 年 6 月 11 日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県霞ヶ浦水質保全条例施行規則の一部を改正する規則

茨城県霞ヶ浦水質保全条例施行規則（昭和57年茨城県規則第31号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 3 項を次のように改める。

- 3 卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第 2 条第 2 項に規定するものをいう。以下この項において同じ。）に設置される卸売場及び仲卸売場（青果物（野菜及び果実をいう。）に係るもの（同法第 4 条第 1 項の規定による農林水産大臣の認定を受けた中央卸売市場に設置されるもの及び当該卸売市場に設置される卸売場の面積が330平方メートル未満のものを除く。）及び水産物に係るもの（同法第 4 条第 1 項の規定による農林水産大臣の認定を受けた中央卸売市場に設置されるもの、水質汚濁防止法施行令別表第 1 第69号の 2 に規定するもの及び当該卸売市場に設置される卸売場の面積が200平方メートル（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものにあつては、330平方メートル）未満のものを除く。）に限る。）

付 則

この規則は、令和 2 年 6 月 21 日から施行する。

茨城県規則第57号

茨城県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 2 年 6 月 11 日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

茨城県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成17年茨城県規則第98号）の一部を次のように改正する。

別表第 6 第 4 項を次のように改める。

4	卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第 2 条第 2 項に規定するものをいう。以下この項において同じ。）に設置される卸売場及び仲卸売場（青果物（野菜及び果実をいう。）に係るもの（同法第 4 条第 1 項の規定による農林水産大臣の認定を受けた中央卸売市場に設置されるもの及び当該卸売市場に設置される卸売場の面積が330平方メートル未満のものを除く。）及び水産物に係るもの（同法第 4 条第 1 項の規定による農林水産大臣の認定を受けた中央卸売市場に設置されるもの、水質汚濁防止法施行令別表第 1 第69号の 2 に規定するもの及び当該卸売市場に設置される卸売場の面積が200平方メートル（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものにあつては、330平方メートル）未満のものを除く。）に限る。）
---	--

付 則

この規則は、令和 2 年 6 月 21 日から施行する。

告 示

茨城県告示第641号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり廃止の届出があったので、同法第 78 条の規定により告示する。

令和 2 年 6 月 11 日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
0862690013	株式会社 トラスト	ケアサポート エルム	那珂市額田南郷 2381-18	訪問看護	令和 2 年 5 月 7 日
0872101399	アースサポート株式会社	アースサポートひたちなか	ひたちなか市東石川 2-1-13	訪問介護	令和 2 年 5 月 31 日
0875300071	ユタカ建設 株式会社	ゆたか福祉用具貸与事業所	行方市富田273	福祉用具貸与	令和 2 年 5 月 31 日
0875300089	ユタカ建設 株式会社	ゆたか特定福祉用具販売事業所	行方市富田273	特定福祉用具販売	令和 2 年 5 月 31 日

茨城県告示第642号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 第 2 項の規定に基づき、次のとおり廃止の届出があったので、同法第 115 条の 10 の規定により告示する。

令和 2 年 6 月 11 日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
0862690013	株式会社 トラスト	ケアサポート エルム	那珂市額田南郷 2381-18	介護予防訪問看護	令和 2 年 5 月 7 日
0875300071	ユタカ建設 株式会社	ゆたか福祉用具貸与事業所	行方市富田273	介護予防福祉用具貸与	令和 2 年 5 月 31 日
0875300089	ユタカ建設 株式会社	ゆたか特定福祉用具販売事業所	行方市富田273	特定介護予防福祉用具販売	令和 2 年 5 月 31 日

茨城県告示第643号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第 21 条の 5 の 25 の規定により告示する。

令和 2 年 6 月 11 日

茨城県知事 大井川 和彦